

盛岡市市税条例等について

平成29年3月27日

財 政 部  
市 民 部

1 改正の趣旨

現在、第193回通常国会において審議中の「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」について、可決、成立し公布された際に、盛岡市市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の期間を平成33年度まで延長する。

（現行：平成30年度まで）

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の期間を平成32年度まで延長する。（現行：平成29年度まで）

(2) 固定資産税関係

ア 震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置について次のように規定する。（平成28年4月1日以後に生じた震災等から適用する。）

(ア) 震災等により被災した家屋又は償却資産の代替資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、4年度分2分の1とする特例措置を定める。

(イ) 被災市街地復興推進地域が定められた場合には、被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期間を4年度分と定める。

イ 特定耐震基準適合住宅及び特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者の申告手続きを定める。

(3) 国民健康保険税関係

低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

※前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

ア 5割軽減の拡大—軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円+26.5万円×被保険者数	33万円+27万円×被保険者数

イ 2割軽減の拡大—軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円+48万円×被保険者数	33万円+49万円×被保険者数

※7割軽減は現行の33万円で改正なし。

(4) 軽自動車税関係

ア 一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の軽減措置の適用期限を2年延長し、平成29年度及び平成30年度中に初回車両番号指定を受けた場合の3輪以上の軽自動車に当該軽減措置を適用する。

イ 軽減措置対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段によるものであるときは、当該認定等の申請をした者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずる。

3 施行期日

平成29年4月1日